

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
（名称） ニッセイアセットマネジメント株式会社

上記被審人に対する平成25年度（判）第31号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金41万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成26年3月17日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成26年1月16日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、東京都千代田区丸の内一丁目6番6号に本店を置き、投資顧問業務等を目的とし、投資運用業、投資助言業等を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受け、同社が各顧客又は各受託者との間で締結した各年金投資一任契約又は各投資信託契約に基づいて、各顧客又は各ファンドに係る信託財産の運用権限を有していた会社であるが、被審人社員として同信託財産の運用を担当していたAにおいて、平成22年6月28日午後6時頃、B証券株式会社営業員として日本株の営業の業務に従事していたCから、同社社員Dが、東京都港区赤坂五丁目3番1号に本店を置き、石油・天然ガス、その他の鉱物資源の調査、探鉱、開発、生産、販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていた国際石油開発帝石株式会社（以下「国際石油開発帝石」という。）との引受契約の締結の交渉に関し知り、その後、上記Cがその職務に関し知った国際石油開発帝石の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受け、さらに、被審人社員として上記信託財産の運用を担当していたEにおいて、遅くとも同月30日午前11時34分頃までに、上記Aから同重要事実の情報提供を受けながら、法定の除外事由がないのに、それぞれ、上記各年金投資一任契約又は各投資信託契約に基づく運用として、同重要事実の公表前の同月29日から同年7月1日までの間、B証券株式会社等を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、国際石油開発帝石株式の売付けを行い、もって、上記各顧客又は各ファンドの計算において、同株式合計1574株を売付価額合計7億8158万5985円で売り付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第3号、第166条第3項、第1項第5号、第4号、第2項第1号イ、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の21第1項第1号、法第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

- (1) 法第175条第1項第3号及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の21第1項第1号の規定により、(ア)運用財産の運用として当該売買が行われた月について当該売買をした者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に(イ)当該売買が行われた日から当該売買が行われた月の末日までの間の当該運用財産である当該売買の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じた額を(ウ)当該売買が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除して得た

額。

本件では、対象となる取引は、33の運用財産の運用として行われているため、各運用財産について課徴金額を計算し、それらを合計する金額になる。

運用財産1について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 577,333 \text{円} \times (\text{イ}) 11,799,000 \text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 1,942,429,765 \text{円} = 3,506 \text{円} \end{aligned}$$

運用財産2について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 1,796,667 \text{円} \times (\text{イ}) 29,754,000 \text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 13,438,463,453 \text{円} = 3,977 \text{円} \end{aligned}$$

運用財産3について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 7,179,000 \text{円} \times (\text{イ}) 115,938,000 \text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 77,101,452,311 \text{円} = 10,795 \text{円} \end{aligned}$$

運用財産4について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 893,167 \text{円} \times (\text{イ}) 8,208,000 \text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 3,768,797,793 \text{円} = 1,945 \text{円} \end{aligned}$$

運用財産5について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 248,333 \text{円} \times (\text{イ}) 1,539,000 \text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 948,426,278 \text{円} = 402 \text{円} \end{aligned}$$

運用財産6について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 3,108,500 \text{円} \times (\text{イ}) 74,385,000 \text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 26,421,557,311 \text{円} = 8,751 \text{円} \end{aligned}$$

運用財産7について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 593,500 \text{円} \times (\text{イ}) 4,104,000 \text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 2,013,369,140 \text{円} = 1,209 \text{円} \end{aligned}$$

運用財産8について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 387,500 \text{円} \times (\text{イ}) 3,591,000 \text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 1,767,971,117 \text{円} = 787 \text{円} \end{aligned}$$

運用財産9について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 1,556,500 \text{円} \times (\text{イ}) 9,747,000 \text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 8,454,120,455 \text{円} = 1,794 \text{円} \end{aligned}$$

運用財産10について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 1,565,500 \text{円} \times (\text{イ}) 13,851,000 \text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 8,607,151,980 \text{円} = 2,519 \text{円} \end{aligned}$$

運用財産11について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 857,167 \text{円} \times (\text{イ}) 6,669,000 \text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 3,429,301,579 \text{円} = 1,666 \text{円} \end{aligned}$$

運用財産12について

(ア) 1,426,833円×(イ) 11,799,000円
÷(ウ) 6,893,161,986円=2,442円

運用財産13について

(ア) 966,000円×(イ) 6,669,000円
÷(ウ) 4,071,491,850円=1,582円

運用財産14について

(ア) 883,833円×(イ) 4,104,000円
÷(ウ) 8,684,150,519円=417円

運用財産15について

(ア) 564,000円×(イ) 4,104,000円
÷(ウ) 1,871,273,913円=1,236円

運用財産16について

(ア) 588,333円×(イ) 3,078,000円
÷(ウ) 1,653,341,268円=1,095円

運用財産17について

(ア) 1,161,833円×(イ) 6,156,000円
÷(ウ) 5,414,500,337円=1,320円

運用財産18について

(ア) 937,667円×(イ) 7,182,000円
÷(ウ) 3,937,783,273円=1,710円

運用財産19について

(ア) 941,667円×(イ) 6,669,000円
÷(ウ) 3,899,483,013円=1,610円

運用財産20について

(ア) 562,500円×(イ) 3,591,000円
÷(ウ) 1,808,588,029円=1,116円

運用財産21について

(ア) 756,000円×(イ) 6,669,000円
÷(ウ) 2,894,031,164円=1,742円

運用財産22について

(ア) 308,167円×(イ) 3,078,000円
÷(ウ) 1,230,566,807円=770円

運用財産23について

(ア) 5,061,833円×(イ) 64,125,000円
÷(ウ) 34,192,577,503円=9,492円

運用財産24について

(ア) 893,667円×(イ) 7,695,000円
÷(ウ) 3,542,615,451円=1,941円

運用財産25について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 197,833\text{円} \times (\text{イ}) 3,078,000\text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 1,385,959,085\text{円} = 439\text{円} \end{aligned}$$

運用財産26について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 3,283,500\text{円} \times (\text{イ}) 56,430,000\text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 35,031,570,397\text{円} = 5,289\text{円} \end{aligned}$$

運用財産27について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 599,500\text{円} \times (\text{イ}) 3,591,000\text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 2,061,783,142\text{円} = 1,044\text{円} \end{aligned}$$

運用財産28について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 1,983,250\text{円} \times (\text{イ}) 235,980,000\text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 24,270,765,308\text{円} = 19,282\text{円} \end{aligned}$$

運用財産29について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 284,049\text{円} \times (\text{イ}) 63,612,000\text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 11,922,143,800\text{円} = 1,515\text{円} \end{aligned}$$

運用財産30について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 40,370,279\text{円} \times (\text{イ}) 130,815,000\text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 23,676,752,937\text{円} = 223,047\text{円} \end{aligned}$$

運用財産31について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 1,621,605\text{円} \times (\text{イ}) 26,163,000\text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 20,819,804,328\text{円} = 2,037\text{円} \end{aligned}$$

運用財産32-1について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 505,333\text{円} \times (\text{イ}) 19,246,500\text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 1,344,971,128\text{円} = 7,231\text{円} \end{aligned}$$

運用財産32-2について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 505,333\text{円} \times (\text{イ}) 34,008,000\text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 1,359,200,210\text{円} = 12,643\text{円} \end{aligned}$$

運用財産33について

$$\begin{aligned} & (\text{ア}) 6,887,661\text{円} \times (\text{イ}) 26,155,500\text{円} \\ & \div (\text{ウ}) 2,339,760,573\text{円} = 76,995\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{合計 } 3,506\text{円} + 3,977\text{円} + 10,795\text{円} + 1,945\text{円} \\ & + 402\text{円} + 8,751\text{円} + 1,209\text{円} + 787\text{円} + 1,794\text{円} \\ & + 2,519\text{円} + 1,666\text{円} + 2,442\text{円} + 1,582\text{円} + 417\text{円} \\ & + 1,236\text{円} + 1,095\text{円} + 1,320\text{円} + 1,710\text{円} + 1,610\text{円} \\ & + 1,116\text{円} + 1,742\text{円} + 770\text{円} + 9,492\text{円} + 1,941\text{円} \\ & + 439\text{円} + 5,289\text{円} + 1,044\text{円} + 19,282\text{円} + 1,515\text{円} \\ & + 223,047\text{円} + 2,037\text{円} + 7,231\text{円} + 12,643\text{円} \end{aligned}$$

+ 76,995円
= 413,346円

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、410,000円となる。